

地域における高等教育機会の確保のための取組に関する制度改正について

1. 制度改正の趣旨

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある。

このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日)では、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言されている。これを踏まえ、大学設置基準等の改正により、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例を創設するとともに、その他告示の規定を整備し、地域の高等教育へのアクセス確保を図るための取組を促進するもの。

2. 制度改正の内容

①大学設置基準等の改正

- ・ 大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、下記の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。

<特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第1号・第2号(基幹教員)／第19条第1項(授業科目の自ら開設)／第22条(授業期間)／第28条、第29条第2項、第30条第4項、第32条第5項(単位互換・遠隔授業等の60単位上限)／第32条第6項(連携開設科目の30単位上限)／第37条、第37条の2(校地・校舎面積基準)／第42条の8(専門職学科における入学前の実践的能力の単位認定)

- ・ 上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表することとする。

②地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う大学の認定等に関する規程の整備

- ・ 大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う大学の認定等に関する規程を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- ・ 認定基準は次のとおりとする。
 - ✓ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
 - ✓ 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。
 - ✓ 申請日5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと。
 - ✓ 申請計画書において、地域における高等教育の機会の確保に資する教育の実施が必要であるとする

事情、他の大学と連携して行う教育の実施内容、学生に対する適切な配慮のための具体的な措置等が明らかにされていること。

- ✓ 申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等と連携して行われること並びに協議会（③参照）等と連携して実施されると見込まれること。
- ✓ 資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること。

- ・ 認定を受けようとする大学は、申請書に申請計画書等を添付して文部科学大臣に申請するものとする。
- ・ 文部科学大臣は、申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定するかどうかを決定し、速やかにその結果を通知するものとする。
- ・ 上記のほか、公示、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し等について規定を整備する。

③地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備

- ・ 大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- ・ 大学等、地方公共団体、産業界等地域の関係者は、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- ・ 地域に所在する相当数の大学等、地方公共団体、産業界等地域の関係者の参加や関係者間の円滑な情報共有を図る措置を講じた協議会については、文部科学大臣に届け出ることができることとする。
- ・ 上記のほか、届出を行った協議会は、国に対し必要な情報提供等協力を求めることができることや、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重することについて規定する。

④大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

- ・ 大学等連携推進法人の大学等連携推進業務を整理（事務の共同運営や産学官連携推進事務の追加）するとともに、社員に地方公共団体や民間事業者を含めうることを明確化する。

3. 施行期日

令和8年1月1日（予定）